

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 2 月17日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社アスティ
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号
【電話番号】	(0 3) 5 3 4 8 - 7 3 6 1
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 健生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アスティ (東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社アスティを指し、「対象者」とは、株式会社イデアインターナショナルを指します。
- (注 2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注 8) 本書中の日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社イデアインターナショナル

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在において、健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）がその議決権の100%を所有する完全子会社です。

健康コーポレーションは、平成25年8月23日に公表した「株式会社イデアインターナショナルとの資本業務提携契約の締結及びそれに伴う第三者割当増資の引受けによる子会社の異動に関するお知らせ」及び平成25年11月14日に公表した「子会社の合併に関するお知らせ」のとおり、本書提出日現在、対象者の発行済普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1,946,000株（対象者が平成26年2月14日に提出した第19期第2四半期報告書に記載された平成26年2月14日現在の対象者の発行済株式総数（2,737,000株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：71.10%）を所有し、対象者を連結子会社としていたとともに、対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。

この度、当社は、対象者の第三位株主であるエレコム株式会社（以下「エレコム」といいます。）が所有する対象者株式（146,500株：所有割合5.35%）を取得することを目的として、平成26年2月14日の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQグロース市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者株式を、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

本公開買付けにおいて当社は、エレコムとの間で、その所有する対象者株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成26年2月14日付けで締結しております。本応募契約の概要については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「本応募契約」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、エレコムが所有する応募対象株式（146,500株）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限（146,500株）に満たない場合は応募株券等の全部の買付けを行いません。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本書提出日現在、対象者の親会社であり、かつ特別関係者の健康コーポレーションによる対象者株式に係る株券等所有割合は3分の2以上となっており、本公開買付け後の当社及び健康コーポレーションを合わせた株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。さらに、本公開買付けにおいては、法第27条の13第4項、令第14条の2の2に従い、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限（146,500株）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」に記載のとおり、当社は対象者及び健康コーポレーションとの間で、上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株当たり372円は、当社とエレコムが協議・交渉を行い、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、株式市場における価格が対象者株式の客観的な評価を表しており、少数株主にとって不利なものではないとの結論で合意し、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としております。

対象者が平成26年2月14日に公表した「株式会社アスティによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に日本リレント化粧品株式会社（以下「日本リレント化粧品」といいます。）との合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しております。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、後記「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の（ ）株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とにならないとき、（ ）流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数及び自己株式数等を控除した株式数。以下同じ。）が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とにならないとき、（ ）流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。以下同じ。）が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とにならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、当社がエレコム所有の対象者株式（146,500株）を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、そのように株価下落を防止することで、上記（ ）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とにならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役会における本公開買付けの賛否についての協議において、上記乃至のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社の親会社である健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立され、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しております。

当社は、健康コーポレーション及び当社を含む連結子会社14社より構成される健康コーポレーショングループ（以下「健康グループ」といいます。）に属しております。健康グループは、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。健康グループは、「世界でいちばん、イキイキワクワクした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」「かがやき(KAGAYAKI)」「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を经营理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により健康グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しております。

また、当社は、昭和60年に設立され、平成23年12月に健康グループの連結子会社となりました。当社は健康グループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っております。

なお、当社を取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益の柱となることを期待している食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。

かかる環境下で、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しておりました。

一方、対象者は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に上場しております。現在は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

オリジナルブランド商品につきましては社内外デザイナーと共同で商品を企画・開発しており、セレクトブランド商品につきましては国内外ブランドホルダーからの商品仕入を行っております。

販売チャネルは、主にインテリアショップ等の専門店に対する製造卸売、直営店及びEコマースによる小売、セールスプロモーションを行う法人等に対する販売があり、これらの販売チャネルを通じて一般消費者へ商品供給を行っております。

対象者は平成21年4月頃より取引関係のあったエレコムとの間で、平成22年9月に、資本業務提携に係る基本契約書を締結し、両者の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ることを目的として、対象者が平成22年9月30日に発行する新株式（146,500株）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「対象者新株予約権付社債」といいます。）をエレコムが引き受け、エレコムは対象者の関係会社となっております。しかしながら、その後エレコムとの間で当初想定されていた互いの事業分野における販売機会の増大などの資本業務提携によるシナジーを見出すことができなかったため、新たな資本業務提携先として、健康コーポレーションと平成25年4月初旬頃から協議を進め、対象者が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、対象者は平成25年8月23日付けで健康コーポレーションとの間で本資本業務提携契約を締結するとともに、健康コーポレーションが対象者株式1,457,000株（発行価額：1株につき417円、払込期日：平成25年9月25日、払込期日現在の所有割合：64.81%）を所有し連結子会社としております。また、対象者は平成25年9月26日付けで健康コーポレーションとの提携を円滑に開始するためには、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を償還することで、エレコムとの資本業務提携関係を早期に解消することが望ましいと判断し、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を繰上償還するとともにエレコムとの資本業務提携を解消しております。その後、健康コーポレーションは対象者が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、その完全子会社である日本リレント化粧品の対象者による吸収合併（以下「本合併」といいます。）により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式489,000株を取得し、合計で対象者株式1,946,000株（所有割合：71.10%）を所有することとなり、現在に至っております。

しかしながらエレコムとの資本業務提携は解消したものの、エレコムは対象者の第三位株主として対象者株式（146,500株）を所有したままとなっております。このような状況の中、エレコムからの働きかけをきっかけとして平成26年1月以降、健康コーポレーションとエレコムはエレコムが所有する対象者株式146,500株の所有方針について協議して参りました。その結果、健康グループが応募対象株式を取得することが健康グループ間取引の親和性向上、関係性向上に資するものであり、かつエレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると判断いたしました。また、健康グループにおいても、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しており、そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましく、また対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に当社の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、対象者株式の上場の維持に資するものであると判断し、当社が本公開買付けを実施することに至りました。

本公開買付けの目的はエレコム所有株式を取得することであり、また、本公開買付けは、健康グループによる対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。本公開買付け価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付け価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付け価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付け価格としました。

なお、本公開買付け価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付け価格372円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月14日のJASDAQにおける対象者株式の終値418円に対して11.00%のディスカウントを行った価格であります。

本公開買付け後の経営方針

当社は、応募対象株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。また、当社は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、対象者の経営体制については現状を維持することを予定し、対象者の役員を変更する予定はありません。なお、本書提出日現在において、健康コーポレーションは対象者に対して社外役員3名（瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏）を派遣済みです。

また、健康グループが目指す、企業同士の連動による対象者の更なる企業価値向上の結果としての株主共同の利益の向上を実現するために、対象者株式の上場を維持する方針であります。

なお、当社は、現時点においては、対象者との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、対象者との業務提携についても具体的に検討していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は健康コーポレーションの連結子会社であること、また、対象者の取締役のうち3名が健康コーポレーションの取締役を兼務していることを勘案し、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。

対象者取締役会及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しております。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、後記「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の（ ）株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、（ ）流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、（ ）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、当社がエレコム所有の対象者株式（146,500株）を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、そのように株価下落を防止することで、上記（ ）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役会における本公開買付けの賛否についての協議において、上記乃至のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役3名（進藤浩氏、丸山定雄氏、岩城健氏）に対し、（a）本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、（b）本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び（c）その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

対象者の社外監査役3名は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討したとのことです。同社外監査役3名は、（A）本公開買付けは当社がエレコム応募対象株式を取得することを目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、当社がエレコム応募株式を本公開買付けにより取得しない場合、対象者株式の株式市場における需給の悪化が懸念され対象者株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより健康グループによる対象者株式所有割合を高め、当社とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、対象者化粧品事業の成長を図ることは、対象者の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、（B）当社の説明によれば、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、平成26年2月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある当社の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、（C）上記（A）、（B）に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、当社は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上することで、株式市場における対象者株式の魅力も向上し、株価上昇及び株主数増加につながれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社、対象者及び健康コーポレーションは、対象者の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持された場合、対象者株式の株主が本公開買付けに応募せずに対象者株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年2月14日に対象者に提出したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば同社外監査役3名は、上記意見書において、当社によれば、本公開買付価格は、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意等

本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、エレコムとの間で、所有する対象者株式（146,500株、所有割合：5.35%）の全てについて本公開買付けに応募することにつき、平成26年2月14日付けで本応募契約を締結しております。本応募契約の概要は下記のとおりです。

前提条件

本応募契約においては、当社がエレコムに対して表明及び保証する事項（注）について重大な誤りがないことを前提条件として、エレコムが、応募対象株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、前提条件が満たされない場合であっても、エレコムがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

（注） 当社は、本応募契約において、エレコムに対して、本応募契約締結日、本公開買付け開始日において、当社の適法かつ有効な設立及び存続、当社の本応募契約の適法かつ有効な締結及び履行等、本応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる許認可等の適法かつ有効な取得又は履践、当社が反社会的勢力に該当せずまた反社会的勢力と取引関係その他の関係を持っていないこと、について表明及び保証しております。

(5) 本公開買付け成立後の株券等の取得予定

本公開買付けは、エレコム応募対象株式（146,500株：所有割合5.35%）を取得することを目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、公開買付者は、本公開買付けの成立後、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、取得後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、エレコムが所有する対象者株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、（ ）株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、（ ）流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、（ ）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

対象者は、現時点における株主数、流通株式数及び流通株式時価総額の水準に基づくと事業年度末である平成26年6月末日を基準日として上記（ ）の上場廃止基準に該当する可能性があります。ただし、本公開買付けにおいてエレコム以外の株主の皆様からの応募がない場合、エレコムから公開買付者への当社株式の譲渡のみによっては流通株式数に変化はないため、当社株式が上記（ ）及び（ ）の上場廃止基準に抵触するリスクにも変化はございません。他方で、本公開買付けに対して多数の株主の皆様から応募があった場合、株主数が減少し、さらに公開買付者が当社の上場株式数の10%以上を所有するに至った場合には、その所有する株式数が流通株式に該当しなくなることで、流通株式数も減少する可能性があります。これらの結果、平成26年6月末日を基準日として上記（ ）乃至（ ）の上場廃止基準に該当することとなった場合には、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式について上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社、対象者及び健康コーポレーションは、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年2月17日（月曜日）から平成26年3月17日（月曜日）まで（21営業日）
公告日	平成26年2月17日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年3月31日（月曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

株式会社アスティ

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

（03）5348-7361

取締役 加藤 健生

確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金372円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	本公開買付けの目的はエレコム所有株式を取得することであり、また、本公開買付けは、対象者の親会社であり、かつ特別関係者の健康コーポレーションによる対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の当社及び健康コーポレーションを合わせた株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。本公開買付価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としました。 本公開買付価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付価格372円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月14日のJASDAQにおける対象者株式の終値418円に対して11.00%のディスカウントを行った価格であります。 なお、本公開買付けに際して、第三者算定機関による対象者株式に係る算定書は取得しておりません。
算定の経緯	健康グループは、健康コーポレーション及び当社を含む連結子会社14社より構成され、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。健康グループは、「世界でいちばん、イキイクワクワした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」「かがやき(KAGAYAKI)」「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を経営理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により健康グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しております。 また、当社は、昭和60年に設立され、平成23年12月に健康グループの連結子会社となりました。当社は健康グループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っております。

	なお、当社を取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益の柱となることを期待している食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。 かかる環境下で、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しておりました。 一方、対象者は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に上場しております。現在は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。 オリジナルブランド商品につきましては社内外デザイナーと共同で商品を企画・開発しており、セレクトブランド商品につきましては国内外ブランドホルダーからの商品仕入を行っております。 販売チャネルは、主にインテリアショップ等の専門店に対する製造卸売、直営店及びEコマースによる小売、セールスプロモーションを行う法人等に対する販売があり、これらの販売チャネルを通じて一般消費者へ商品供給を行っております。 対象者は平成21年4月頃より取引関係のあったエレコムとの間で、平成22年9月に、資本業務提携に係る基本契約書を締結し、両者の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ることを目的として、対象者が平成22年9月30日に発行する新株式（146,500株）及び対象者新株予約権付社債をエレコムが引き受け、エレコムは対象者の関係会社となっております。しかしながら、その後エレコムとの間で当初想定されていた互いの事業分野における販売機会の増大などの資本業務提携によるシナジーを見出すことができなかったため、新たな資本業務提携先として、健康コーポレーションと平成25年4月初旬頃から協議を進め、対象者が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、対象者は平成25年8月23日付けで健康コーポレーションとの間で本資本業務提携契約を締結するとともに、健康コーポレーションが対象者株式1,457,000株（発行価額：1株につき417円、払込期日：平成25年9月25日、払込期日現在の所有割合：64.81%）を所有し連結子会社としております。また、対象者は平成25年9月26日付で健康コーポレーションとの提携を円滑に開始するためには、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を償還することで、エレコムとの資本業務提携関係を早期に解消することが望ましいと判断し、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を繰上償還するとともにエレコムとの資本業務提携を解消しております。その後、健康コーポレーションは対象者が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、本合併により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式489,000株を取得し、合計で対象者株式1,946,000株（所有割合：71.10%）を所有することとなり、現在に至っております。
--	---

	しかしながらエレコムとの資本業務提携は解消したものの、エレコムは対象者の第三位株主として対象者株式146,500株を所有したままとなっております。このような状況の中、エレコムからの働きかけをきっかけとして平成26年1月以降、健康コーポレーションとエレコムはエレコムが所有する対象者株式146,500株の所有方針について協議して参りました。その結果、健康グループが応募対象株式を取得することが健康グループ間取引の親和性向上、関係性向上に資するものであり、かつ株式市場における対象者株式の需給悪化懸念による株価への悪影響を回避するものであると判断いたしました。また、健康グループにおいても、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しており、そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましく、また対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、対象者株式の上場の維持に資するものであると判断し、当社が本公開買付けを実施することに至りました。 公開買付価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としました。 本公開買付価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付価格372円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月14日のJASDAQにおける対象者株式の終値418円に対して11.00%のディスカウントを行った価格であります。 なお、本公開買付けに際して、第三者算定機関による対象者株式に係る算定書は取得しておりません。 [本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置] 対象者は健康コーポレーションの連結子会社であること、また、対象者の取締役のうち3名が健康コーポレーションの取締役を兼務していることを勘案し、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。
--	---

	(1) 対象者取締役会及び監査役全員の承認 対象者プレスリリースによれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しています。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、 そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、上記「3 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、当社がエレコム所有の対象者株式(146,500株)を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、 そのように株価下落を防止することで、上記()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。
--	---

	一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。 なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。 なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役間における本公開買付けの賛否についての協議において、上記乃至のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。 また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。 (2) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役3名(進藤浩氏、丸山定雄氏、岩城健氏)に対し、(a) 本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、(b) 本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び(c) その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。
--	---

	対象者の社外監査役３名は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討したとのことです。同社外監査役３名は、（Ａ）本公開買付けは当社がエレコム応募対象株式を取得することを目的とし法第27条の２以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、当社がエレコム応募株式を本公開買付けにより取得しない場合、対象者株式の株式市場における需給の悪化が懸念され対象者株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより健康グループによる対象者株式所有割合を高め、当社とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、対象者化粧品事業の成長を図ることは、対象者の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、（Ｂ）当社の説明によれば、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、平成26年２月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある当社の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、（Ｃ）上記（Ａ）、（Ｂ）に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、当社は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上することで、株式市場における対象者株式の魅力も向上し、株価上昇及び株主数増加につながれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触する恐れが生じた場合には、当社、対象者及び健康コーポレーションは、対象者の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持された場合、対象者株式の株主が本公開買付けに応募せずに対象者株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年２月14日に対象者に提出したとのことです。 なお、対象者プレスリリースによれば同社外監査役３名は、上記意見書において、当社によれば、本公開買付価格は、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べているとのことです。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
146,500 (株)	146,500 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(146,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(146,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより取得する対象者株式の最大数は、対象者が平成26年2月14日に提出した第19期第2四半期報告書に記載された平成26年2月14日現在の発行済株式総数(2,737,000株)から、健康コーポレーションが所有する対象者株式数(1,946,000株)及び当四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(48,600株)を控除した株式数(742,400株)となります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,465
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月17日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月17日現在)(個)(g)	19,460
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年2月14日現在)(個)(j)	26,881
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	5.45
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	77.83

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(146,500株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年2月14日現在)(個)(j)」は、対象者の第19期第2四半期報告書に記載の平成26年2月14日現在の対象者の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)として記載している21,991個に、本合併により平成26年2月1日付けで新たに発行された対象者株式数(489,000株)に係る議決権の数4,890個を加算した数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成26年2月14日現在の対象者株式の発行済普通株式数(2,737,000株)から対象者の当四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(48,600株)を控除した株式数(2,688,400株)に係る議決権の数26,884個を分母として計算しております。
- (注3) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(146,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」が最大100%となる可能性があります。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注１）（注２）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。（注４）

（注１） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。また、既に口座を保有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・ 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、住民票の写し（６ヵ月以内に作成の原本等）

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（６ヵ月以内に作成のもの）

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。）

（注２） 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注４） 特別口座からの振替手続

上記 に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付した公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

（その他藍澤證券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）（a）	54,498,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（b）	6,000,000
その他（c）	2,235,000
合計（a）＋（b）＋（c）	62,733,000

（注1）「買付代金（円）（a）」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（146,500株）に、普通株式1株当たり372円を乗じた金額を記載しております。但し、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、普通株式は最大で742,358株となり、本公開買付けにおける買付代金の最大額は、276,157,176円になります。この場合に、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」を加えた合計額は284,392,176円となります。

（注2）「買付手数料（b）」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

（注3）「その他（c）」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

（注4）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（注5）その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
普通預金	381,800
計（a）	381,800

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
健康食品等販売事業	健康コーポレーション株式会社	限度付金銭消費貸借契約 期間 平成27年2月28日 金利 2 % 担保 無し	300,000
—	—	—	—
計			300,000

(注) 当該借入金（300,000千円）は、上記「届出日の前々日又は前日現在の預金」記載の普通預金381,800千円に含まれております。

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計 (b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計 (c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計 (d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

381,800千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

(2) 【決済の開始日】

平成26年3月24日（月曜日）

（注） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成26年4月4日（金曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（146,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（146,500株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間末日の15時30分までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

昭和60年10月 株式会社アスティ設立。
平成7年8月 東京都渋谷区渋谷三丁目20番3号へ本社移転。
平成7年11月 資本金を20,000,000円に増資。
平成13年5月 大阪支社を設立。
平成14年8月 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号へ本社移転。
平成16年5月 資本金を50,000,000円に増資。
平成19年7月 資本金を70,000,000円に増資。
平成23年3月 東京都豊島区南大塚二丁目25番15号へ本社移転。
平成23年11月 資本金を100,000,000円に増資。
平成25年2月 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号へ本社移転。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化粧品及び医薬部外品の企画、製造、販売及び輸出入
- (2) ビタミン、ミネラル、酵素及び食品原料を使用した健康補助食品の企画、製造、販売及び輸出入
- (3) 医薬品の企画、販売及び輸出入
- (4) 美容機器、医療用機器の企画、製造、販売及び輸出入
- (5) 服飾及び服飾雑貨の企画、製造、販売及び輸出入
- (6) 美容室、エステティックサロンの企画及び経営
- (7) 飲食店の企画及び経営
- (8) 冷凍食品、生鮮食品の企画、製造及び販売
- (9) 人材派遣業
- (10) 宝飾品の企画、製造、販売及び輸出入
- (11) インターネット及び紙面による通信販売
- (12) 前記各号に附帯する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、化粧品、医薬部外品及び栄養補助食品の企画、卸販売、化粧品輸出入販売、エステ美容機器・美容雑貨の取扱いを主な事業として営んでおります。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年2月17日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000,000円	20,000株

【大株主】

平成26年2月17日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数 の割合 (%)
健康コーポレーション株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	20	100.00
計	—	20	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年2月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	瀬戸 健	昭和53年5月1日生	平成14年7月 平成15年4月 平成19年3月 平成19年7月 平成19年9月 平成23年12月 平成24年2月 平成24年3月 平成24年4月 平成24年9月 平成24年9月 平成25年4月 平成25年8月 平成25年9月 平成25年9月	個人事業主としてパソコン教材の販売代行を行う。 健康コーポレーション株式会社設立 同社代表取締役社長(現任) 株式会社ジャパンギャルズ取締役(現任) 株式会社弘乳舎取締役 健康コーポレーション株式会社から分割により旧健康コーポレーション株式会社を設立、代表取締役 当社取締役 グローバルメディカル研究所(現RIZAP株式会社)代表取締役(現任) エムシーツー株式会社取締役(現任) ITグループ株式会社取締役(現任) 株式会社エンジェリーベ取締役 同社代表取締役(現任) 当社代表取締役(現任) 株式会社JG Beauty代表取締役(現任) 日本リレント化粧品株式会社代表取締役 株式会社馬里邑取締役(現任) 株式会社イデアインターナショナル取締役(現任)	—
取締役		加藤 健生	昭和38年11月26日生	昭和62年4月 平成7年7月 平成15年2月 平成18年7月 平成20年4月 平成20年12月 平成21年4月 平成23年5月 平成23年12月 平成24年2月 平成26年1月	株式会社リクルート入社 株式会社ハナマサ入社 株式会社エスネットワークス入社 同社監査役 株式会社フラグシップ取締役 健康コーポレーション株式会社取締役(現任) 株式会社フラグシップAM取締役 株式会社弘乳舎取締役 当社取締役(現任) ミウ・コスメティックス株式会社取締役(現任) 株式会社イデアインターナショナル取締役(現任)	—
取締役		垂水 龍信	昭和51年8月17日	平成11年4月 平成20年5月 平成23年7月 平成23年12月	N I S グループ株式会社入社 株式会社エスネットワークス入社 健康コーポレーション株式会社入社 当社取締役就任(現任)	—
取締役		古谷 行範	昭和48年7月8日	平成4年3月 平成10年6月 平成12年4月 平成13年3月 平成24年2月	国際株式会社入社 株式会社ビタリア入社 株式会社タモン入社 当社入社 当社取締役(現任)	—
監査役		大谷 章二	昭和24年1月1日生	昭和46年4月 平成5年4月 平成9年11月 平成13年6月 平成16年6月 平成18年3月 平成19年2月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年2月 平成22年2月 平成23年12月 平成24年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成24年12月 平成25年4月 平成25年9月	イトキン株式会社入社 ムーンパット株式会社入社 アールビバン株式会社入社 同社取締役 株式会社イーピクチャーズ取締役 ジュネックス株式会社監査役 株式会社e・ジュネックス監査役 アールビバン株式会社監査役 健康コーポレーション株式会社監査役(現任) 旧健康コーポレーション株式会社監査役 株式会社ジャパンギャルズ監査役(現任) 当社監査役(現任) エムシーツー株式会社監査役(現任) ITグループ株式会社監査役(現任) 株式会社エンジェリーベ監査役(現任) グローバルメディカル研究所株式会社(現RIZAP株式会社)監査役(現任) 株式会社JG Beauty監査役(現任) 株式会社馬里邑監査役(現任)	—
計						—

(2) 【経理の状況】

当社の第28期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

本書に記載する当社の第28期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：千円)

		第28期事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2	190,844
受取手形		13,393
売掛金	3	135,871
商品		63,188
原材料及び貯蔵品		17,388
前渡金		38
前払費用		4,989
その他	4	4,041
貸倒引当金		1,606
流動資産合計		428,138
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		1,663
工具、器具及び備品（純額）		1,813
有形固定資産合計	1	3,476
無形固定資産		
ソフトウェア		994
その他		4
無形固定資産合計		998
投資その他の資産		
投資有価証券		602
敷金及び保証金		17,825
破産更生債権等		1,876
その他		908
貸倒引当金		1,876
投資その他の資産合計		19,336
固定資産合計		23,811
資産合計		451,950

(単位：千円)

	第28期事業年度 (平成25年 3 月31日)	
負債の部		
流動負債		
買掛金	3	87,030
短期借入金		89,389
1 年内返済予定の長期借入金	3	33,000
未払費用		19,475
未払法人税等		385
賞与引当金		5,089
その他		3,652
流動負債合計		238,021
固定負債		
長期借入金	3	184,000
固定負債合計		184,000
負債合計		422,021
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		30,000
資本剰余金合計		30,000
利益剰余金		
利益準備金		10,150
繰越利益剰余金		110,222
利益剰余金合計		100,072
株主資本合計		29,927
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		2
評価・換算差額等合計		2
純資産合計		29,929
負債純資産合計		451,950

【損益計算書】

(単位：千円)

		第28期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	1	981,749
売上原価		669,619
売上総利益		312,129
販売費及び一般管理費	1, 2	234,990
営業利益		77,139
営業外収益		
受取利息		58
匿名組合投資利益		38,366
雑収入		318
営業外収益合計		38,743
営業外費用		
支払利息	1	6,721
雑損失		10,820
営業外費用合計		17,541
経常利益		98,341
特別損失		
固定資産除却損	3	3,229
特別損失合計		3,229
税引前当期純利益		95,111
法人税、住民税及び事業税		695
法人税等合計		695
当期純利益		94,415

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第28期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	100,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	30,000
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	30,000
資本剰余金合計	
当期首残高	30,000
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	30,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	10,150
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	10,150
繰越利益剰余金	
当期首残高	204,638
当期変動額	
当期純利益	94,415
当期変動額合計	94,415
当期末残高	110,222
利益剰余金合計	
当期首残高	194,488
当期変動額	
当期純利益	94,415
当期変動額合計	94,415
当期末残高	100,072

(単位：千円)

	第28期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本合計	
当期首残高	64,488
当期変動額	
当期純利益	94,415
当期変動額合計	94,415
当期末残高	29,927
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	32
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34
当期変動額合計	34
当期末残高	2
評価・換算差額等合計	
当期首残高	32
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34
当期変動額合計	34
当期末残高	2
純資産合計	
当期首残高	64,520
当期変動額	
当期純利益	94,415
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34
当期変動額合計	94,450
当期末残高	29,929

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	2,398千円

2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

	第28期事業年度 (平成25年3月31日)
現金及び預金	100,000千円

(2) 上記に対応する債務

	第28期事業年度 (平成25年3月31日)
	—千円

上記の資産は、親会社の借入金297,000千円の担保に供しております。

3 関係会社に対する資産及び負債

	第28期事業年度 (平成25年3月31日)
売掛金	14,960千円
未収入金	4,031千円
買掛金	993千円
1年内返済予定の長期借入金	33,000千円
長期借入金	184,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対するものが、次のとおり含まれております。

	第28期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	346,090千円
経営指導料	15,000千円
支払利息	5,313千円

2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	第28期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
役員報酬	10,833千円
給与手当	71,729千円
法定福利費	14,783千円
荷造運賃	18,539千円
広告宣伝費	13,064千円
通信費	11,186千円
地代家賃	17,966千円
経営指導料	15,000千円

3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	第28期事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
建物附属設備	3,229千円
計	3,229千円

(株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (株)	20,000	—	—	20,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、親会社及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金であります。また、営業債務や借入金、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	190,844	190,844	—
受取手形	13,393	13,393	—
売掛金	135,871	135,871	—
敷金及び保証金	17,825	17,825	—
買掛金	(87,030)	(87,030)	—
短期借入金	(89,389)	(89,389)	—
長期借入金	(217,000)	(217,000)	—

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

現金及び預金及び 受取手形、並びに 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、信用リスクを加味した方法により時価を算定しております。

買掛金及び 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金については、親会社からの借入であり、金利リスクに晒されていないことから、信用リスクを加味した方法により時価を算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

区 分	1 年 内
現金及び預金	33,000
受取手形	13,393
売掛金	135,871

(注) 3. 長期借入金の決算後の返済予定額

(単位: 千円)

区 分	1 年 内	1 年 超 2 年 内	2 年 超 3 年 内	3 年 超 4 年 内	4 年 超 5 年 内
長期借入金	33,000	33,000	33,000	33,000	85,000

(有価証券関係)

その他有価証券

(単位: 千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	602	532	69
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

当事業年度
(平成25年3月31日)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	367,200千円
たな卸資産	8,001千円
賞与引当金	2,006千円
その他	5,279千円
繰延税金資産小計	382,487千円
評価性引当額	382,487千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度
(平成25年3月31日)

法定実効税率	39.4%
(調整)	
評価性引当金の増減	39.8%
住民税均等割等	0.4%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7%

(関連当事者情報)

１．財務諸表提出会社の親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	健康コーポレーション(株)	東京都 新宿区	100,000	美容健康商 品販売	(被所有) 100%	役員の受入 商品販売資 金の借入 被債務保証 担保提供	経営管理 商品の販売 資金の借入 利息の支払 被債務保証 親会社の借入に 対する定期預金 の担保提供	15,000 346,090 — 5,313 89,389 100,000	— 売掛金 1年以内返済 予定の長期 借入金 長期借入金 — — —	— 14,960 33,000 184,000 — — —

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(１株当たり情報)

１株当たり純資産額及び算定上の基礎、１株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
(1) １株当たり純資産額	1,496円46銭
(算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	29,929
普通株式に係る純資産額(千円)	29,929
普通株式の発行済株式数(株)	20,000
普通株式の自己株式数(株)	—
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	20,000

	第28期事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
(2) １株当たり当期純利益	4,720円78銭
(算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益(千円)	94,415
普通株式に係る当期純利益(千円)	94,415
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	20,000

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19,460 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	19,460	—	—
所有株券等の合計数	19,460	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19,460 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	19,460	—	—
所有株券等の合計数	19,460	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年2月17日現在)

氏名又は名称	健康コーポレーション株式会社
住所又は所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
職業又は事業の内容	美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業
連絡先	連絡者 取締役 香西 哲雄 連絡場所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 電話番号 03 - 5337 - 1337
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

健康コーポレーション株式会社

(平成26年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19,460 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	19,460	—	—
所有株券等の合計数	19,460	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者取締役会及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しています。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、当社がエレコム所有の対象者株式(146,500株)を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、そのように株価下落を防止することで、上記()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議、交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役会における本公開買付けの賛否についての協議において、上記乃至のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社の親会社である健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立され、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しております。

健康グループは、健康コーポレーション及び当社を含む連結子会社14社より構成され、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。健康グループは、「世界でいちばん、イキイキワクワクした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」「かがやき(KAGAYAKI)」「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を经营理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により健康グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しております。

また、当社は、昭和60年に設立され、平成23年12月に健康グループの連結子会社となりました。当社は健康グループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っております。

なお、当社を取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益の柱となることを期待している食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。

かかる環境下で、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しておりました。

一方、対象者は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に上場しております。現在は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

オリジナルブランド商品につきましては社内外デザイナーと共同で商品を企画・開発しており、セレクトブランド商品につきましては国内外ブランドホルダーからの商品仕入を行っております。

販売チャネルは、主にインテリアショップ等の専門店に対する製造卸売、直営店及びEコマースによる小売、セールスプロモーションを行う法人等に対する販売があり、これらの販売チャネルを通じて一般消費者へ商品供給を行っております。

対象者は平成21年4月頃より取引関係のあったエレコムとの間で、平成22年9月に、資本業務提携に係る基本契約書を締結し、両者の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ることを目的として、対象者が平成22年9月30日に発行する新株式（146,500株）及び対象者新株予約権付社債をエレコムが引き受け、エレコムは対象者の関係会社となっておりました。しかしながら、その後エレコムとの間で当初想定されていた互いの事業分野における販売機会の増大などの資本業務提携によるシナジーを見出すことができなかったため、新たな資本業務提携先として、健康コーポレーションと平成25年4月初旬頃から協議を進め、対象者が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、対象者は平成25年8月23日付けで健康コーポレーションとの間で本資本業務提携契約を締結するとともに、健康コーポレーションが対象者株式1,457,000株（発行価額：1株につき417円、払込期日：平成25年9月25日、払込期日現在の所有割合：64.81%）を所有し連結子会社としております。また、対象者は平成25年9月26日付けで健康コーポレーションとの提携を円滑に開始するためには、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を償還することで、エレコムとの資本業務提携関係を早期に解消することが望ましいと判断し、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を繰上償還するとともにエレコムとの資本業務提携を解消しております。その後、健康コーポレーションは対象者が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、本合併により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式489,000株を取得し、合計で対象者株式1,946,000株（所有割合：71.10%）を所有することとなり、現在に至っております。

しかしながらエレコムとの資本業務提携は解消したものの、エレコムは対象者の第三位株主として対象者株式（146,500株）を所有したままとなっております。この様な状況の中、エレコムからの働きかけをきっかけとして平成26年1月以降、健康コーポレーションとエレコムはエレコムが所有する対象者株式146,500株の所有方針について協議して参りました。その結果、健康グループが応募対象株式を取得することが健康グループ間取引の親和性向上、関係性向上に資するものであり、かつエレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると判断いたしました。また、健康グループにおいても、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しており、そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましく、また対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に当社の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、対象者株式の上場の維持に資するものであると判断し、当社が本公開買付けを実施することに至りました。

本公開買付けの目的はエレコム所有株式を取得することであります。また、本公開買付けは、健康グループによる対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。本公開買付け価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付け価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付け価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付け価格としました。

なお、本公開買付け価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付け価格372円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月14日のJASDAQにおける対象者株式の終値418円に対して11.00%のディスカウントを行った価格であります。

本公開買付け後の経営方針

当社は、応募対象株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。また、当社は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、対象者の経営体制については現状を維持することを予定し、対象者の役員を変更する予定はありません。なお、本書提出日現在において、健康コーポレーションは対象者に対して社外役員3名（瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏）を派遣済みです。

また、健康グループが目指す、企業同士の連動による対象者の更なる企業価値向上の結果としての株主共同の利益の向上を実現するために、対象者株式の上場を維持する方針であります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は健康コーポレーションの連結子会社であること、また、対象者の取締役のうち3名が健康コーポレーションの取締役を兼務していることを勘案し、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。

対象者取締役会及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しています。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の（ ）株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、（ ）流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、（ ）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、当社がエレコム所有の対象者株式（146,500株）を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、そのように株価下落を防止することで、上記（ ）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムがする対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役会における本公開買付けの賛否についての協議において、上記乃至のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役3名（進藤浩氏、丸山定雄氏、岩城健氏）に対し、（a）本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、（b）本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び（c）その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

対象者の社外監査役3名は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討したとのことです。同社外監査役3名は、（A）本公開買付けは当社がエレコム応募対象株式を取得することを目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、当社がエレコム応募株式を本公開買付けにより取得しない場合、対象者株式の株式市場における需給の悪化が懸念され対象者株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより健康グループによる対象者株式所有割合を高め、当社とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、対象者化粧品事業の成長を図ることは、対象者の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、（B）当社の説明によれば、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実認められないこと、また、平成26年2月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある当社の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、（C）上記（A）、（B）に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、当社は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上することで、株式市場における対象者株式の魅力も向上し、株価上昇及び株主数増加につながれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触する恐れが生じた場合には、当社、対象者及び健康コーポレーションは、対象者の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持された場合、対象者株式の株主が本公開買付けに応募せずに対象者株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年2月14日に対象者に提出したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば同社外監査役3名は、上記意見書において、当社によれば、本公開買付価格は、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べているとのこと。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引 所名又は認可 金融商品取引 業協会名	東京証券取引所JASDAQグロス市場						
月別	平成25年 8月	平成25年 9月	平成25年 10月	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月
最高株価（円）	523	520	517	480	440	435	420
最低株価（円）	459	460	471	434	406	406	328

（注1）平成26年2月については、平成26年2月14日までの株価です。

（注2）平成25年7月16日付で、東京証券取引所と大阪証券取引所は株式市場の統合を行い、大阪証券取引所JASDAQグロス市場は、東京証券取引所JASDAQグロス市場に変更されています。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日） 平成24年 9 月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第18期（自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日） 平成25年 9 月30日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第 2 四半期（自 平成25年10月 1 日 至 平成25年12月31日） 平成26年 2 月14日関東財務局長に提出

対象者の当該四半期報告書において、第 2 四半期連結累計期間において、対象者の第三者割当増資により、平成25年 9 月25日付で健康コーポレーションが対象者の親会社となったことについての記載があります。（平成25年12月31日現在の所有株式数：1,457,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合：64.8％）

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書（上記第17期有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年10月23日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社イデアインターナショナル

(東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」について

対象者は、平成25年11月14日に「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、平成26年2月1日を効力発生日として、本合併することを公表しております。本合併により、日本リレント化粧品の発行済株式の全てを所有する健康コーポレーションはその効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式489,000株を取得したことにより、本書提出日現在、合計で対象者株式1,946,000株を所有することとなっております。